

松江市告示第 252 号

松江市地域内兼業による地域活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市地域内兼業による地域活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市地域内兼業による地域活性化事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「集落営農組織」とは、集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部を共同で取り組む組織をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市地域内兼業による地域活性化事業補助金
補助金交付の目的	集落営農組織等が取り組む農業以外の地域活性化事業(以下「地域活性化事業」という。)に必要な費用の一部を補助することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	地域の買物支援、配食サービス、直売所の運営等の地域活性化事業
補助金の交付対象経費	地域活性化事業に必要な経費
補助金の交付の率又は金額	月額2万円
終期	令和4年3月31日
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する集落営農組織等とする。 (1) 3名以上で組織されていること。 (2) 同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。